

## 社会保障の社会学

・・・議事録から見る「年金（改革）」と「少子化（現象）」・・・

久塚 純一

はじめに

2004年の「年金（改革）」の語られ方

「意味」の生成と「応用可能性」

「時間軸」の設定からみる「少子化（現象）」

「空間軸」の設定からみる「少子化（現象）」

「時間軸」と「空間軸」の設定からみる「少子化（現象）」

結び・・・「年金（改革）」の位置と「少子化（現象）」の位置

<要旨>

社会保障とは「どのような形で存在するもの」であろうか。少子高齢社会に関わる社会保障の制度としては、年金（保険）制度があるし、高齢者医療の制度がある。このような制度について、「良し悪し」・「改善点」・「課題」等を論じるという方法もあるであろうが、少子高齢社会という社会の状態が「どのように語られているか」=単なる事実としての状態がどのようなものとして表現されているのか=というような方法も可能である。本稿では、そのような方法に依拠して、公式な議事録を材料として、「年金（改革）」と「少子化（現象）」がどのように語られたかを考察する。

<キーワード>

社会保障（social security）、社会学（sociology）、年金（改革）（pension reform）、少子化（現象）（declining birthrate）、語り（narration）、意味（meaning）

はじめに

社会保障とは「どのような形で存在するもの」であろうか。ここで考えるのはそのようなことについてである。私自身は、社会保障という現象について、どちらかという「法的」に考える立場を取ってきた。しかし、そのような方法が全てではない。少子高齢社会に関わる社会保障の制度としては、年金（保険）制度があるし、高齢者医療の制度がある。このような制度について、「良し悪し」・「改善点」・「課題」等を論じるという方法もあるであろうが、少子高齢社会という社会の状態が「どのように語られているか」=単なる事実としての状態がどのようなものとして表現されているのか=というような方法も可能であ

る。私が、この場所をお借りして論じるのは、そのような方法に依拠するものである。

もう少し具体的に述べることにしよう。ここで検討対象としているものは「年金(改革)」であって「年金問題」ではない。そして、「少子化(現象)」であって「少子化問題」ではない。すなわち、人々によって「問題化」される以前の=単なる事実としての=「年金(改革)」と「少子化(現象)」を対象として、それらが、現代日本で「どのようなこととして」語られるのかに着目して論じようとするものである。

まずは、「年金(改革)」について光を当てるとしたら、どのようなところから光を当てることによって、「ごたごた」の本質に接近することができるのであろうか？例えば、大きな議論のあった2004年の「国民年金法等の一部を改正する法律」について、逐一問題点を明らかにしてゆくことであらうか？あるいは、その「国民年金法等の一部を改正する法律」が、果たして、抜本改革に当たるか、否かについて検討することであらうか？

議論の推移やそれに付随して明らかとなった事柄、そして、マスコミの取り上げ方等から判断すれば、事柄の本質に最も接近することが可能な方法とは、多分、「年金改革というもの」がどのように語られたのか？ということについての分析ということになるであらう。その理由を幾つかあげるなら、国会の場での議論をみるならば、「年金(改革)」というものについて、様々な理解がなされていることが明らかとなったこと、「改革案」に対して、「賛成」・「反対」という言葉は発せられたが、どうみても、「改革案」それ自体についての、十分な理解を前提としないままの発言が横行したとしか考えられないこと、そのような経緯や状態に対して、相変わらず、本格的な分析がなされていないこと、などとなる。そのようなことから、ここでなされることは、「賛成」にしても、「反対」にしても、そのような意思表示をした人々が、一体、「何」を「どのようなものとして」認識した結果、具体的な発言という形で意思表示をしたのであろうか？ということについての分析である。ひょっとすれば、評価を下す対象について、それが何たるかを理解をしないままに、意思表示したのではないだろうか？

## 2004年の「年金(改革)」の語られ方

### 1. 方法としての「会議録からの読み込み」

まずは、2004年の「年金(改革)」がどのように語られたのか？について接近することとしよう。それにしても、具体的にどのようにアプローチをすればよいのであろうか？議論や発言者の認識が「曖昧であった」というようなことを論じるにあたっては、「主観的な感覚」や「曖昧な」資料を使用するわけにはいかない。では、一体、資料として何を使用すべきなのであろうか？答えは単純である。このようなことを考えるにあたっては、まずは、「公的な記録」として、「私たちの誰でもが手に入れることができるもの」を手がかりとして使用することが望まれることとなる。もし、そのような質を備えた資料が運良く手に入ったとしたら、次には、その資料を読み込むための「枠組み」について、「年金(改革)

の根幹に関わる部分」を設定し、それぞれの登場人物が、「年金（改革）の根幹に関わる部分」についてどのように理解していたのかを読み込むこととなる。

さて、運良く、ここに「ひとかたまりの資料」がある。それは、「第159回国会」の「衆議院厚生労働委員会議録」（4月2日、会議録8号から4月28日、会議録17号まで。ただし、13号については、中医協の問題などが案件であったため除外している。）・「参議院厚生労働委員会議録」（5月11日、会議録15号から6月3日、会議録22号まで。ただし、18号については、中医協の問題などが案件であったため除外している。）である。本稿ではこれを「資料」として使用することとしよう。

会議録により、2004年の「国民年金法等の一部を改正する法律案」についての議論をみても、「衆議院・厚生労働委員会」では、4月2日に、委員長の「これより会議を開きます」に続いて、「ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案・・・」という言葉から始まる法律案の提出理由及び概要の説明（民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合所属議員欠席、2時15分開議・2時28分散会）がなされて、4月28日に、委員長の「これにて散会いたします」という発言まで、合計すると約37時間32分が費やされている（ただし、すべての時間が国民年金法等の一部を改正する法律案についての議論であったわけではない）。

「参議院・厚生労働委員会」では、5月11日に、委員長の「ただいまから厚生労働委員会を開会いたします」という言葉から始まり、6月3日に、委員長の「多数と認めます。（発言するもの多く、議場騒然）本日はこれにて散会いたします」という発言まで、合計すると約42時間32分が費やされている（これについても、すべての時間が国民年金法等の一部を改正する法律案についての議論されたわけではない）。

次に、これらの資料を読み込む際の枠組みとしての「年金改革の根幹に関わる部分」を設定しなければならない。本稿では「保険料を拠出することの意味」を「年金改革の根幹に関わる部分」としておこう。大ざっぱに言えば、「拠出しても元は取れない」というような「損得感情論」が横行する中で、議員達は、「保険料の拠出の意味」をどのように捉えていたか？ということに光を当てることとする。はたして、「拠出したこと」と「受給できること」とを結びつけるという語り口となっていたのか？あるいは、「所得の保障を必要としている人々」に対して、「負担が可能な人々」によって負担がなされるという語り口となっていたのか？

## 2. 会議録から読みとれること

はたして、「保険料を拠出することの意味」について、各党の委員達はどのように理解していたのだろうか？本稿では「衆議院・厚生労働委員会」の記録に限定して読みとれることとする。

記録によれば、「衆議院・厚生労働委員会」において、最初に質疑を行ったのは安倍晋三委員（当時）（自由民主党）であった（平成16年4月7日・午前10時6分開議）。記録

で見ると、「保険料を拠出することの意味」について、安倍委員の考え方が明確になっている箇所は、民主党の考えている「案」(実際には、この時点では、未だ不明確なものであったもの)についての発言であろう。それについて、記録から引用するならば、「・・・民主党が考えているようにすべて税金で賄うということにしたときに、私は、大きな不公平が生じるのではないだろうか、こう思うわけであります。二十から年金受給に至るまで営々と四十年以上年金をまじめに払い続けた人たち、そしてまたもうすぐ年金をもらおうとしている人たち、この皆さんは、ずっとまじめにコツコツと年金を払い、そしてその年金制度、保険制度の対価として給付を受ける、こういうことになるわけであります。・・・」ということになる(「衆議院・厚生労働委員会議録」第9号・3ページ)。記録から読みとれる「保険料を拠出することの意味」は、「対価としての給付を受け取るためのもの」ということとなる。興味深いのは、この質疑に対しての坂口国務大臣(当時)の発言である。すなわち、大臣の発言は、「・・・現在の年金制度は、負担につきましてはそれぞれの人がその能力に応じて負担をする、そして、給付のほうはできるだけ公平に給付を行う、そうした形ででき上がっているわけであります。・・・」というものであり、「拠出した対価として給付がある」という構造とはなっていないのである。

同日、午後、自民党の菅原一秀委員(当時)の質疑の後、公明党の冬柴鐵三委員(当時)が質問をしている。冬柴委員の発言の中から、「保険料を拠出することの意味」が読みとれる箇所は、民主党が考えていた、いわゆる年金目的消費税というようなものについての発言である。すなわち、「・・・高齢者で、もう保険料を全部払い終わって、今いただいている人にまで、もう一回保険料の支払いを、消費税という形で二重払いを強制することで、これは高齢者いじめ、老人いじめじゃないかという感じがいたします。・・・」(「衆議院・厚生労働委員会議録」第9号・21ページ)という部分であろう。ここにみられるのは、「保険料を負担することの意味を、自らが受給することとの関係で捉える」という考え方である。同様の発言は、同党の北側一雄委員(当時)の発言についても見ることができる(4月9日、午後2時10分開議)。すなわち、「・・・長年の間懸命に保険料を払ってこられて、支払いを終えて、すでに年金を受給されている高齢者の皆様にもこの年金目的消費税を課すわけでございます。これは、既にもう年金の保険料を支払い終わって年金を受給しているこういうお年寄りの方々にも、年金財政のために、現行制度の年金支給のためにまた消費税を課しているわけでしょう。これは、二重払い、高齢者の理解なんかとても得られないということを申し上げたい・・・」(「衆議院・厚生労働委員会議録」第10号・15ページ)という具合にである。これらに共通している基本的考え方は、「払い終わって、受給している人々からはさらなる負担を求めない」というものである。従って、記録から読みとれる「保険料を拠出することの意味」は、「個々人の受給のため」ということとなる。ここに想定されている人々の像とは、「支払い終わってもらうだけの人々」と、「支払う人々」という、二通りの人々である。結果として、人々の立場や役割は分断され、「あらゆる年代層の人々の中で、所得の保障を必要とする人々が受給し」、「あらゆる年代層の

人々の中で、負担をできる人々が負担する」という、社会的な連帯を基礎とした考え方からは遠ざかっている。そして、この 2004 年の時点で消費税増税について反対を唱えた人たちが、その後、2015 年段階で、消費税増税についてどのような主張をすることになったかについては、気かけなければならないことである。

2004 年の委員会において野党のトップバッターとなったのは、菅直人委員（当時）であった（4 月 9 日・午後 2 時 10 分開議）。しかし、菅委員の質疑は、いわゆる「イラクにおける三人の日本人人質」についての質疑に限定していたので、年金保険に関する質疑は、枝野幸男委員が実質上のトップバッターであった。枝野委員の質疑は、いわゆる「抜本改革」と、総理の「一元化が望ましい」という発言に関するものであった。当日の質疑の記録から見ると、限られた範囲では、「保険料を拠出することの意味」についての考え方を読みとることは困難である。当日のやりとりから読みとれることは、枝野委員（当時）と総理大臣（当時）とのやりとりの「すれ違いだけ」であったといってもよいであろう。その意味では、民主党・無所属クラブの古川元久委員（当時）の発言（「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」についての説明）から、「保険料を拠出することの意味」に関する基本的考え方を読みとったほうが好ましいといえよう。「・・・高度成長を実現した世代の生活を、高度成長の果実を享受する国民全体で支えるとともに、年金を受給する世代の皆さんにも支え合いに参加していただくため、公平で透明な消費税という形で負担をお願いしたいと考えております。・・・」（衆議院厚生労働委員会議録第 10 号・10 ページ）とする発言は、「給付は必要な人々に対してなされ」、「負担は、負担が可能な人々によってなされるべきもの」とするものであり、「保険料の負担というものを、自らの年金受給と連結させて意味づけする」安倍委員や冬柴委員の発言にみられる構造とは大きく異なるものである。

「保険料を拠出することの意味」について、日本共産党の委員の発言や社会民主党・市民連合の委員の発言から読み込むことは困難である。質疑に割り当てられた時間との関係もあるであろうが、記録によれば、4 月 14 日の日本共産党の山口富男委員（当時）の質疑（衆議院厚生労働委員会議録第 11 号・29 ページ以下）は、年金給付の実態が老後の所得保障として機能しているかということに終始しているし、同日の、社会民主党・市民連合の阿部知子委員（当時）の質疑（衆議院厚生労働委員会議録第 11 号・32 ページ以下）は、保険料未納の実態についての解釈に大半が充てられている。

## 「意味」の生成と「応用可能性」

### 1. 保険料を拠出することの「意味」

2004 年の年金保険改革論議で重要な機能を果たしたものの一つに、「メディア」や「マスコミ」というものがあった。そこでの議論の主流は、「未納」・「未加入」の問題、そして「払った分だけもらえるのか？」といった損得勘定や、社会保険庁（当時）に関する諸

問題であった。そのような論点は、年金保険制度の本質的な議論からはずれたものといえるであろうか。それについての答えは「微妙」である。「個人的損得勘定で語られていった」という意味では、本質的な議論からはずれたものといえるであろうが、「負担」と「給付」との関係についての議論を巻き起こしたという意味では、本質的な議論に接近したものであるといえることができる。

このことを、「保険料を拠出することの意味」という観点から、厚生労働委員会での議論と関連付けてみよう。

前述したように、「保険料を拠出することの意味」は、厚生労働委員会での議論では、大きく二分されている。一つは、安倍晋三委員（自由民主党）・冬柴鐵三委員（公明党）・北側一雄委員（公明党）の発言に見られるように、「保険料を負担することの意味を、自らが受給することとの関係で捉える」=「出したからもらえる」という考え方である。そして、もう一つは、古川元久委員（民主党・無所属クラブ）の発言に見られるように、「給付は必要な人々に対してなされ」、「負担は、負担が可能な人々によってなされるべきもの」とするものである。個人的損得勘定論をあまり立てた「マスコミ」や「メディア」を介しての論調は、「厚生労働委員会」での議論とはほど遠いように感じられるが、しかし、構造上は「保険料を負担することの意味」を「自らが受給すること」との関係で捉えるという考え方と近いものである。その意味では、個人的損得感情論は、じつは、安倍晋三委員（自由民主党）・冬柴鐵三委員（公明党）・北側一雄委員（公明党）の発言の中に存在しているということになる。根っこでつながっている「マスコミ」や「メディア」と先ほどあげた「三名の委員」の考え方は、相互の独立性を保ちながら相互に接近するだけにとどまらず、相互に浸透し合って一体化することになる。その結果、メディアを介しての議論の多くが個人化したものとなり、あたかも、「人は1人で生きている」し、「1人で生きていけるものだ」といわんばかりに、社会的な結びつきや社会的連帯のかけらも見せないものとなっていった。

## 2. 「少子化（現象）」への応用

「年金（改革）」について使用したこのような方法は、多分、「少子化（現象）」をめぐる今日的な議論の分析に関しても有効性を発揮するであろう。なぜなら、複数の者が、同じ「少子化（現象）」という「用語」を使用したとしても、「その意味するところ」は異なることがあるからである。逆に言えば、使用する「用語」などを変化させることによって表現を変えたとしても、「その意味するところ」は同様のものであるということが生じうるからである。例えば、「産めよ!!殖やせよ!!」のような「戦時体制下での表現と同じものを使わなくても、現代社会において戦時体制下におけることと同様のことを意味しようとしている」というようなことはよく見られるからである。先ほどは「保険料を拠出することの意味」という枠組みを設定して、「年金（改革）」についてみてきた。「少子化（現象）」には、いったい、どのような枠組みで接近すればよいのであろうか。

「少子化（現象）」とは「ある状態」についての表現であり、それ自体は「問題」ではない。「少子化（現象）」自体は、個人の「私的なこと」とされていた「婚姻」や「出産」の集積した結果についての状態に過ぎない。ただし、その「少子化（現象）」は、例えば、「家が途絶える」だとか、「社会保障の財源確保」というような「何らかの事柄」との関係において、常に「社会的な問題」へと変容する可能性を持ったものなのである。すなわち、「少子化（現象）」は、それぞれの場面において「意味」を付与され、場面ごとの「意味」を持って姿を現すことになるのである。結果として、「少子化（現象）」は「歓迎されるべきこと」として語られることもあるし、「問題とされるべきこと」として語られることもある。さらにいうなら、「少子化（現象）」ということが気づかれないことすらあるのである。現代の日本に限定していえば、現代の日本の「少子化（現象）」という状態は「問題とされるべきこと」ということになっているが、それが普遍的な意味での「解」であるかどうかは別の次元のことである。

このような状況において、私たちにできることは、このような現代の日本の「少子化（現象）」というものが、「どのような意味を込められて」語られているのであろうかということについて、記録を手掛かりにして読み解くことくらいである。では、どのようにすれば読み解くことができるのであろうか？

[現代の日本における「少子化（現象）」というものについての語られ方が、どのようなものなのか]を明らかにするためには、[A]例えば 年前というような、<「現代の日本とは異なる時点」での「少子化（現象）」についての語られ方>と<現代の日本での語られ方>を対置させることが有効性を発揮するし、[B]<現代の日本とは異なる空間での「人口構造」のありようについての語られ方>と<ソレについての現代の日本での語られ方>を対置させることが有効性を発揮することになる。もう少し述べるならば、有効性を発揮するのは、

現代の日本と同じような状況にあった過去の日本における「語られ方」を議事録=事実=を利用することによって提示し、そこに見られる「語られ方」との関係をみること=時間軸の設定=によって、現代の日本でなされている「少子化（現象）」についての発言=事実=を位置づけるという作業であり、合計特殊出生率について、現代の日本の状況と異なる推移を見せている国の状態=たとえばフランスの状態=事実=を提示し、それに対してなされている現代の日本での発言=事実=を観察すること=空間軸の設定=によって、現代の日本における「少子化（現象）」の語られ方の特徴を把握するという手法である。

「時間軸」の設定からみる「少子化（現象）」

#### 1．戦時体制下の日本における「少子化（現象）」の語られ方

戦時体制下の日本において、「少子化（現象）」は、「人口増殖」や「民族興隆」等に内包される形で「問題」として語られてきた。典型的なものは「優良ナル所ノ結婚ヲ大イニ奨励シ、斯クアラシムル爲ニ何等カ表彰ヲシテハ如何デアルカ、國家ニ於テ、或ハ地方自治

體ニ於テ、近代ハ先程申上ゲマスル如ク、生活難ヨリ致シマシテ婚期ガ後レテ參ル、謂ワレナクシテ獨身デ長ク生活ヲスル者モ數々アル・・・眞ニ日本國民大使命ノ達成ト結婚、人口増殖ト云フコトハ如何ニ重大ナル問題デアリカト云フコト、又青年男女ニ對シマシテ結婚ノ知識ト之ガ準備トニ付キマシテ、一段ノ教育ヲ進メル」(男爵浅田良逸)というようなものである。その後顕著になるのは、「人口増殖」という使命達成の鍵を握るものと位置づけられた「結婚」・「子供」・「家族」等のありようについての発言が繰り返されるようになったということである。典型的なものは、「結婚觀ノ舊體制ヲ是正シテ、是非新シイ結婚觀ヲ樹立スル必要ガアルト思フノデアリマス、即チ結婚ハ決シテ個人ノ私事デハナイ、民族興隆ノ基礎デアル、兩親ヤ周圍ノ指導ノ下ニ、若キ二人ガ互ヒニ助け合ツテ堅實ナ家ヲ建設シ、サウシテ世界無比ノ團體ニ淵源スル立派ナ日本民族ノ血液ヲ永遠ニ生々發展セシムルト云フヤウナ使命ヲ感ジナガラ澤山ノ子供ヲ産ミ、丈夫ニ育て、教育シテ、國家ノ御奉公ニ役立つシムルト云フ信念ヲ確立スル、サウ云フ氣風ヲ作ツテ行カナケレバ今日ノ大東亞戦争ノ後ニ来ルベキ大東亞ノ經營ニ當ツテノ日本民族ノ發展ト云フモノガアリ得ナイト思フ、随テ性慾ト云フヤウナモノヲ國家ニ捧ゲル、結婚ハ個人ノ私事デハナクシテ、國家興隆ノ基礎デアルト云フ結婚觀ヲ確立致シマシテ、性生活ノ嚴正化ヲ強調スル所ノ社會環境ヲ速カニ確立スルコトガ必要デアル」(羽田委員)というようなものである。ここに見ることができるように、強調されたことは「結婚すること」や「子どもを産むこと」が個人の私事ではないということであった。そして、さらに時代が進むと、「結婚」と「子ども」については「女子ノ結婚ニ付テ結婚手当金ノ支給・・・ヲ織込マレマシタコトハ、人口國策遂行ノ一端ト致シマシテ洵ニ結構ナ親心ト私ハ敬服シテ居ル所デアリマスルガ、思ヘバ子供ハ個人ノ子供デナクテ、國家ノ子供デアリ、畏多イ話デアリマスガ、陛下ノ赤子デアルト云フコトヲ考ヘマシタナラバ・・・」(小泉國務大臣)という具合になる。

さらに付け加えなければならないことは、「人口政策」や「民族興隆」と「体力管理」との間に強い結びつきが生じたということである。このことは、例えば、昭和 15 年の国民体力管理法案についてなされた「國民體力ノ向上ヲ圖ル、健康ヲ増進スル人口ノ質ヲ改善ヲスルト、左様ナ大キナ日本國家ノ持つ永遠ノ目的ノ一ツヲ達成致シマスル爲ニ立案セラレマシタ」(國務大臣・吉田茂)との発言に対しての、「教育ニ於テハ精神的ナ立派ナ人物ヲ造ルト云フコトガ目的デアリマスルシ、又此ノ法案ニ於テハ國民ノ體力ヲ益々増大シテ、サウシテ能力ヲ増進サセルト云フ兩方ガ設ケラレテ完全ナモノニナルノデ、此ノ法案ノ御趣旨ハ誠ニ結構ナ御趣旨ト思ヒマス」(男爵・黒田長和)という発言に典型的に見ることができる。ここで注目すべきは、「体力」が「教育」や「学力」と結合されて語られるようになったことである。

## 2. 現代の日本における「少子化(現象)」の語られ方

戦時体制下の日本における語り口を活用することによって、現代の日本における「少子化(現象)」についての語られ方がどのようなものであるかを見てみよう。「少子化」につ

いての一般的な語り口は、「この少子化の問題というのは、よく経済財政に結びつけて語られることが多いと思います。また、経済政策、産業政策、あるいはまた社会保障政策。しかし、そうした課題、問題との関係だけではなくて、これはもう社会全般にとって、子供の数が減っていったって人口が減少している、社会を支える基盤そのものに対して極めて大きな影響が出てくる、このように思うところでございます。そうした認識のもとに、我々は少子化を考えていかなければならない」(安倍内閣総理大臣)というようなものである。現代の日本の「少子化(現象)」についての、内容物を伴わない抽象的な一般的語り口からは見えてこない「少子化(現象)」の内容物は、「少子化(現象)」というものを構成する要素(=「子ども」や「家族」等)についての、発言者の基本的な認識や意義づけがその内容を明らかにしてくれることになる。「子ども」についていえば、「子供は国の宝」(安倍内閣総理大臣)という語り口がそれを示している。そして、「家族」については、「日本というのは世界で最も長い歴史を持つ国家でありまして、例えば今から二千六百七十三年前、橿原宮で神武天皇が建国の詔を発せられるわけですが、そこで三つの建国の理念を語られるわけですね。一つは、一人一人を大御宝とあって、一人一人大切にされる国。そしてもう一つが、徳を持って、道義国家をつくりたいと。それからもう一つが、家族のように世界が平和で仲よく暮らせる国をつくりたいということです。これは恐らく今の日本人の心情からしてみても違和感はないんだと思います」(山谷えり子)ということになる。さらには、「家族については、やはり日本民族の永続というところから、夫婦と子供、そういった家族の原型、原則型を法制度の中に書いていることに合理性があると思っております」(稲田委員)という発言や、「私は、初当選のころから、しっかりとした国家観と地に足の付いた生活観を併せ持って課題解決を図ることを旨とし、命の重み、家族の絆、国家の尊厳を守る政治を志してきました。政治の要諦は、民族の生存可能性を高めるために確かな判断を重ねていくことだと心得ます」(有村治子)という発言を挙げることができる。そして、「婚姻」については「実は、少子化の主な要因、政府がこれまで分析をしておりますが、総合的、全般的に対策を講じていかなければならないと思います。人の人生のステージで申し上げますと、結婚、妊娠、出産、育児、そして教育というふうに、それぞれの場面で、今さまざまな壁がございます。結婚で申し上げますと、全ての年代で未婚率が増加しておりますので、まず結婚をしていただく。それから、妊娠をしていただくところでも、やはり高齢出産が進んでおりますので、そういったものの、母体の教育でございますとか、それから不妊治療でございますとか、さまざまな施策をそれぞれのステージに合わせて切れ目なく行っていくということが大事です」(森国務大臣・当時)を挙げることができる。

また、「体力管理」についていうなら、「最初に言われましたが、私も、学力よりも前に最初に体力だろう。これは森前総理がいつも言われるので私も口癖になっているのですが、体力がなかったら勉強もできない、こう思いますので、まず体力増強ということ、そして、そのためには非常にこのラジオ体操というのが役に立つということ強くPRし

たいなと思っております」(中山国務大臣・当時) を挙げることができるし、その発言に対しての「そしてまた、まさに中山大臣言われましたように、森前総理もいつも口癖ですけども、まず体力がない、というのは、やはり体力がないと根気力も続かないし、知的好奇心もわかない。そうすると、どんな勉強もできないのじゃないかと私も思っております。その一つの過程としてラジオ体操を取り上げさせていただきました」(松島みどり)をあげることができる。

### 3. ファクトを前提として

ここで取り上げた近似性を有するようないくつかの発言については、「ある特定の発言を取り上げたのではないか」という批判があるかもしれないし、「戦時体制下の偏った発言と現代の日本での語り方は意味が異なる」という意見があるかもしれない。しかし、ここで私が採用した方法は、「人口国策」や「民族興隆」についての「過去においてよく見られた発言」を公的な議事録から拾い集め、それとの関係をふまえて、現代の日本における「少子化」についての語られ方がどのようなものかを見るという作業である。言い換えれば、ここで私が採用した方法は、「好き・嫌い」というような「個人的な感覚」に依拠する方法ではなく、「ファクト」に依拠するものである。戦時体制下の日本における「人口国策」や「民族興隆」についての語られ方は、あの時期に限られた突飛なものではなく、今日でもよく見られるものとなっているのである。

#### 「空間軸」の設定からみる「少子化(現象)」

##### 1. 「少子化(現象)」・「婚姻」についてのフランスの状態

「少子化(現象)」をテーマとした際によく取り上げられるものが日仏の合計特殊出生率の差である。日本のそれは1.39(2011年)であるのに対して、フランスのそれは2.00(2010年)であり1990年の1.78と比べると微増しているとされる。

そして、「少子化(現象)」に関連した日仏比較で考慮に入れなければならないことは、「婚姻」や「カップル」についての制度の相違についてである。フランスでは、民事連帯契約・市民連帯協定(通称PACS)(1999年)や「婚姻」を異性の人同士によるものに限定しないMariage pour tout(2013年)という具合にカップルについての多様性が制度的に保障されている。制度としての「婚姻」の形を残存させながらも、例外的なことのように見えるPACSを承認し、Mariage pour toutを「婚姻」に内包させるような仕組みを採用しているのがフランスである。そして、婚外子の割合は55.8%(2012年)となっている。また、2012年には、「婚姻」によるカップル(いずれも異性のカップルによる「婚姻」)が約24万件であったのに対して、16万件がPACSによるカップル(うち異性同士によるものは約15万件)であった。さらに、2013年の民法典改正の結果、2013年には、異性のカップルによる「婚姻」が231,000件であったのに対して、同性のカップルによる

「婚姻」は約 7,000 件となっている。

## 2. 「フランス」についての語られ方

このようなフランスの状態=事実=に関しては、例えば、「少子化対策でも、確かにアメリカは日本より出生率が高いですよ。手厚いフランスよりも出生率が高いと言われていますけれども、でも、医療とか保育は自己責任という形で、医療費も高いし、保育所に子供二人も入れたら、日本円にしたら月二十万円近く払わなきゃいけないというし、犯罪率も高いですし、決して住みやすい国じゃないと思います。日本に比べてはるかに住みやすいとかそういうことじゃない。ですから、国によって、やはり少子化対策というのはそれぞれの特徴に応じてなされるべきだと私は思います。でも、ではフランスと同じサービスを日本に全部導入したらもっといいだろうなと思うかもしれませんが、国民負担率がすごく高いです。どこまでの税負担に私たちが耐えて、どれだけのサービスを選択するかということがございますので、間接税率が一九・六%のフランスと現在消費税率五%の日本を単純比較もできませんし、その辺は十分に理解はしているつもりです」(高市国務大臣・当時)という具合に「日本の固有性」が強調されることになる。そして、「フランスは婚外子が半分ということを知っていますし、それぞれ、国の持ち方だろうと思うんですよ。だから、国連でこういうふうに決まったからとかいって、その国の行き方というものを変える必要はないと思いますし、それぞれの国には文化もあれば宗教もあれば、いろいろな違う形のものがある」(戸井田委員・当時)という具合になる。これらは、一見すると、価値相対主義的立場に依拠している考え方ともみえるが、制度としての「婚姻」や「カップル」についての日仏の相違やフランスの独自性を承認するかといえ、必ずしもそのようなものばかりではない。例えば、「夫婦別姓は親子別姓になりますよ、ファミリーネームがなくなるということで、子供の育ちにどういう影響がありますか、結婚制度が弱体化しませんか、いろいろ聞きました。・・・(中略)・・・。今守るべきは家族ですよ。社会の最小単位、家族、この愛の共同体をしっかりと応援していく、保護していくことで子供が健全に安心して育っていくことができるんです。全く哲学が違うと思います。国民は無駄を省いてほしいとは思いましたが、主権、国益、国柄、家族を壊してほしいとは思いませんでした。今国民は気付いています。最初感じた違和感から拒否感、もう暴走はやめてくれ、御先祖様からお預かりしたこの美しい国、美しい国柄、家族、これを壊さないでくれと今悲鳴が上がっているんですよ。もっと謙虚に国民の大きな声に、そして日本のすばらしい土壌、民族性、これに着目したまともな政策を出してください。傲慢だと思いませんか、いかがですか。」(山谷えり子)という発言は、前二者の発言とは趣を異にするものである。

## 3. 語られ方にみられる構造

現代の日本において、「現代フランスのありようがどのように語られているのか」という

観点からみた場合、現代の日本においてなされている「少子化」についての語り方の構造は、以下のようなものである。すなわち、合計特殊出生率の上昇という結果を導くことになるであろう「婚姻」、「家族」、「家族手当」というような幾つかの要因を探り出し（＝一応の了承）、フランスにおける合計特殊出生率の上昇という事実を「それらのうちの何らかの要因」と結びつけ（＝要因の選別）、それらの「何らかの要因」のなかから、了承できない部分を前面に押し出すことによって（＝さらなる選別）、合計特殊出生率の上昇を「日本固有」の方策によって確保しようと試みるものである。そして、その了承できない「何らかの要因」とされるものが、「移民」であり「婚外子」ということになる。結論的にいえば、一般的な「問題」のように見える現代の日本での「少子化」は、実は、「日本固有のモノ」を前面に押し出す役割を付与された「題材」ということになる。

「時間軸」と「空間軸」の設定からみる「少子化（現象）」

#### 1. 日本の戦時体制下にみられる「フランス」の語られ方

フランスのありようについての評価は、決して現代の日本に限られたものではなく、実は、戦時体制下の日本においても見られたものである。例えば、「日本全體ノ力、就中人ノ數、人間ノ數量ト素質ノ問題ハ、今日ノ時局ニ於テ是ヲ克服シ得テ居ルト私ハ思フテ居ルノデゴザイマス、之ヲ世界大戦ニ於キマスル所ノ、アノ「フランス」アタリニ於キマシテ、悲鳴ヲ擧ゲタコトト比クラブレバ、誠ニ天地霄壤ノ差ガアルノデゴザイマス」(男爵浅田良逸)<sup>(21)</sup>や「結婚ト云フ、乃至ハ人口政策ト云フノハ經濟的ノ問題デモアリマスガ、根本ハ精神的ナ問題、教育問題、道德問題デアルト云フ御話、此ノ點洵ニ尤モノコトデアリマシテ、私共ト致シマシテハ此ノ中心ヲ外シテ人口政策ヲ考ヘルコトハ、却テ結果ニ於テ所期ノ目的ヲ達成シ難イ場合ガアルカト思フテ居リマス、其ノ實例トシテ「フランス」ノ如キハ、最近此ノ人口政策ニ對シテ國費ヲ使ツタ國ノ一ツデアリマスルガ、併シナガラ國民ノ國家ニ對スル考ヘガ違フテ居リマスル為ニ、折角ノ國費ト云フモノガ何等人口政策ノ上ニハ現ハレズシテ、却テ若イ人ノ享樂ノ方ニ向ケラレタト云フヤウナコトモアル譯デアリマスルノデ、人口政策ノ根本ハ何處マデモ國體觀念、仰セニナリマシタ家ノ觀念、家族ト家、國體ト云フ此ノ觀念ニ基ク國民的、國家的、道德的、精神問題ト云フコトヲ外シテハ相成ラヌト私共考ヘテ居ル譯デアリマス」(武井(群)政府委員)<sup>(22)</sup>をあげることができるが、これらは、いずれも、フランスのありようを、「日本固有」のという観点から批判したものである。

#### 2. 「フランス」の語られ方の不変性

「時間軸」と「空間軸」を組み合わせること＝「過去」の「フランス」＝によって理解できることは、[日本の戦時体制下になされた「フランス」に対する批判]と、[現代の日本になされている現代の「フランス」に対する批判]が酷似していることである。例をあげれば、「例えば、フランスやイギリスの出生率が上がっているのは、過去に植民地支配

をしていた国から移民を受け入れた、それが一因ではないかというふうに言われております。また、出生率の高い国は、総じて婚外子の割合が高くなっています。アメリカでは約三割、そしてフランスでは約五割、スウェーデンなどの北欧の諸国では約六割の子供がシングルマザーから生まれてきます。それだけの数の子供が、生まれたときにもう父親がいない状態なんです。昨今は、できちゃった婚だとか、まあ、言い方は、授かり婚という言い方が最近はされているみたいですが、日本の男性は私は本当に責任があるんだなと思います、できちゃったら結婚するわけですから。ただ単に出生率を上げたいがために、そういったフランスやスウェーデンなどのまねをするというのは、私は日本においては絶対になじまないというふうに思っています。こういった日本の固有の歴史と伝統にのっとり、そして、すばらしい家族観を持った戦略というのを立てていくべきではないかというふうに考えておりますが、大臣のお考えをお聞かせください」(杉田委員・当時)ということになる<sup>(23)</sup>。そして、この質問に対する「フランスやスウェーデンにおきましては、今御指摘のような、事実婚を含む結婚に関する多様な制度があると承知しておりますけれども、家族政策については、社会的、文化的な違いを考慮せずにそのまま施策を導入すればよいというものではなく、やはり、日本固有の伝統的または社会文化的なことを考慮した上で 検討を行うことが重要であると考えております」(森国務大臣・当時)も同様である<sup>(24)</sup>。注意しなければならないことは、対象としての「過去のフランス」と「現代のフランス」との間で、「政策」や「結果」の変動があった=事実=にもかかわらず、「フランス」についての語り口が不変であるということに気付くことである。すなわち、ここにあるのはア prioriな=所与の=「不動な価値」の存在ということになる。言い換えれば、発想や発言を支えているものは、天動説のような構造をもったものであるということになる。

### 3. 「固有性」と「科学」

注目しなければならないのは、例えば、「フランスでは、やや出生率が上がりつつという下がり止まり、止まったと。大きな理由は何ですかと聞きましたら、小児科や産婦人科の先生たちにキャンペーンをしてもらったんだと。やっぱり若くして出産適齢期ってあるんですよということを言ってもらったら、あっ、そんなのがあるんだということで、二十代からそのような気持ちになったことが大きいというふうに言っているんです。晩婚化は止められないとか、単身世帯が増加していますって、そんな統計べらべら読んでいたって政策としては何の意味もないですよ。知恵がないですよ」(山谷えり子)<sup>(25)</sup>という発言や、「つまり、産みどきがあるんだということをもっと丁寧に若い人たちに知らせる必要があると思うんですね。欧米では、タイムクロック・キャンペーン、バイオリジカル・キャンペーン、人間の女性の体には特に妊娠・出産適齢期があるんだというようなキャンペーンをしていると。日本もそうしたキャンペーンをした方がいいのではないかと、産婦人科学会などと連携しながらですね。フランスはもうそれ積極的にやっている、私、直接聞きに行きました」(山谷えり子)という発言の位置である<sup>(26)</sup>。

たしかに、価値中立的？な「科学」(=バイオロジカル・・・というようなもの)を前面に押し出すことによって、事実婚や婚外子(=了承したくない現象)と結びつけずに合計特殊出生率の上昇を語る事が可能となりそうである。そして、批判的になりやすい「旧い家族観」を表面化させることなく「合計特殊出生率の上昇」を語れそうである。しかし、残念なことに、事柄はそう単純ではない。なぜなら、価値中立的な「装い」を獲得した「科学」を後ろ盾にした正当化は、「旧い家族観」を強調していた戦時体制下で、すでに多用されているからである。例えば、「国民優性法案」についての議論では「人口増加率ヲ維持シテ行クコトガ出来ルカドウカ、・・・結婚ノ奨励策ヲ國家ノ施設トシテ思切ツテ之ヲ行ハナケレバナラナイ、中ニハ晩婚ノ防止ヲシナケレバナラヌ、獨身税ヲ賦課スルコトニ依ツテノ結婚ノ奨励、或ハ結婚資金ヲ貸與スルコトニ依ツテノ奨励、斯ノ如キモノガ、此ノ人口減少ノ傾向ノ見エツツアル今日ニ於テ、ドウシテモ之ヲ行ハナケレバナラヌ」(村松久義)とされたし<sup>(27)</sup>、「健康保険法」の改正にあたっては、「獨立シテ結婚生活ヲヤルト云フニハドウシテモ三十歳ヲ越エナケレバナラナイ・・・申スマデモナク經濟上ノ問題デ家ヲ持ツテ行ケナイ、子供ヲ産ンデヤツテ行ケナイト云フコトデ晩婚ニナル、男ガ晩婚ニナレバ女ノ方ハ自然晩婚タラザルヲ得ナイト云フコトデ、隨テ男女共ニ生殖期間ト云フモノガ、非常ニ短縮サレル結果ニナリマス、隨テ人口ノ増殖スル率ガ減ルト云フコトニナリマスノデ」(伊藤(東)委員)とされているからである<sup>(28)</sup>。ここにあったものは、「科学」と「なすべきこと(当為)」とを巧みに結合させた「優生思想」=事実=であった。これらに重なるような現代の日本において見られる発言が、「晩婚化というふうなことが言われておりまして、結婚するタイミングが三十前後になっていることから、その段階から産み始めても、たくさんのお子さんを産むことができないということなんだろうと」(安倍晋三)ということになる<sup>(29)</sup>。

結び・・・「年金(改革)」の位置と「少子化(現象)」の位置

#### 1. 現代社会における「年金(改革)」の位置

現代社会においては、社会的給付を必要としている人々は必ず存在する。その社会的給付を必要としている人々に対してなされる給付の財源は、本人達が積み立ててきたものと関連させて考えるべきであろうか？年金(保険)制度が、金銭的な給付という形態をとっていることから、私たちは、「自分で稼ぐ。年金には頼らない。自分で何とかする。」という発言を、もっともらしいものとして聞き逃しているかもしれない。しかし、年金(保険)制度とは、私たちが、1人ぼっちではなく、「社会で生きていること」を理解できるための制度化の一つなのである。もし、年金(保険)制度の世話にならないとしても、人々は、社会との関係で生きているのである。自分自身は「もらえるから出す」という気持ちを持っているとしても、もし、「もらえるから出す人が好き？」それとも「もらえるかどうかかわからないけど出すひとが好き？」と聞かれたら、いずれの「答え」を選ぶにしても、どう

答えようかと迷ったりはしないだろうか。

年金をめぐる論調が、「個人的損得勘定」へと変容していった過程については、見落としはならない重要なことがある。それは、見てきたように、「厚生労働委員会」という場における議論の中で、「個人的損得勘定」と直結する発想が、ひっそりと息吹いていた！！ということである。多くの人々が抱く「個人的損得勘定」とは、それらの人々が、ある日突然、何の脈絡もなしに抱いた「わがままな感情」というよりは、それらの人々が、「何らかの拍子にシステムの中に発見したもの」なのである。人々の心に装着されたフィルターは、「社会的連帯」を見つけだすフィルターではなくなってしまい、「個人的損得勘定」を見つけだすものとなってしまったのである。「個人的損得勘定」という意味での嗅覚が鋭くなった諸個人は、たとえば、厚生労働委員会での委員の発言の中に、「個人的損得勘定という発想をしても良いのではないか」という脈絡を発見してしまったのである。年金（保険）制度に関心を持った人々は、議会や委員会での議論を聞けば聞くほど、「言葉にひそんだ意味」を敏感に探り当てるものである。言ってしまうと、「音声」としては、「納付しなくていいんです」という発言がなされていないにもかかわらず、「納付しなくていいんです」と聞いてしまうものなのである。端的には、「未納」・「未加入」という事態に対しての「制度が複雑で悪い」という発言等がそれにあたるであろう。

年金（保険）制度とは、ともすれば、バラバラになってしまいそうな個々人を、「拋出」と「給付」という関係で、辛うじてつないでいるものなのである。そのようなシステムを、「個人的損得勘定」に関連させてしてしまうならば、制度の着く先もさることながら、社会の行き着く先は見えている。日本社会の様々な面で分断が際立ってきたのは、この2004年の議論以降であると言ってもよい。

## 2．現代日本における「少子化（現象）」の位置

現代の日本での語られ方を見る限り、日本の「少子化（現象）」は、「戦時体制下」においても、「現代」においても、ほかでもなく、「日本固有のモノ」を構築する使命を担ったものとして位置づけられている。そして、「日本固有のモノの良さ」を「個人の感覚」ではない=普遍的なもの=とすることのためには、価値中立的とみなされやすい「科学」が援軍の役割を担うことになる。多分、今後は、「科学」が「日本の固有性」をサポートするという構造のもとで、「固有性の再構築」のための「道具」として「少子化（現象）」は多用されることになるであろう。

そのような脈絡で見ると、今後みられる多くの発言は、「個人の好み」と「科学」とを巧みに結合させたものとなるであろう。正しくないとしても、せめて、注意深く考え抜かれた、論理的な発言であってほしいのだが、それも極めて限定的なものであろう。典型的なものは、例えば、「事業仕分で残念ながらカットされてしまったんですが、教育再生のためのエビデンスを集めるための全国学力調査、体力調査、生活習慣調査、こういうのがございました。それで、学力も体力も高い県というのは別にがり勉をしているわけではない

んですね。どういう特性があるかという、三世代同居の割合が高い、それから地域の様々な行事に地域の皆様が連帯して参加している、あるいは家庭の中でたくさんおしゃべりをしてテレビも余り長時間見ないで本をよく読むと、そういうような生活を、つまり日本古来の落ち着いた情のあふれた生活をするのが子供にとっても高齢者にとっても家族にとっても地域にとっても幸せなわけですから、是非、ヨーロッパをまねしまして立派な政策、形ですというのではなくて、むしろジャパンモデルをこの際打ち出していくんだと。十一人のお子さんをお産みになられた与謝野晶子さんのお孫さんとしていかがでしょうか、最後にもう一回。」(山谷えり子)<sup>30)</sup>というようなものの続発ということになるのであろう。

(早稲田大学 社会科学総合学術院 教授)

〔注〕

官報號外 第 73 回帝國議會 貴族院議事速記録第 5 號 國務大臣ノ演說ニ關スル件・昭 13 年 1 月 28 日・79 ページ。

第 79 回帝國議會 衆議院 國民體力法中改正法律案他四件委員會議録(速記)第 3 回・昭和 17 年 1 月 27 日・25 ページ。

第 84 回帝國議會衆議院 戦時特殊損害保險法案委員會議録(速記)第 7 回・昭和 19 年 1 月 31 日・60 ページ。

第 75 回帝國議會 貴族院 國民體力管理法案特別委員會議事速記録第 1 號・昭和 15 年 3 月 2 日・2 ページ。

同。

安倍内閣総理大臣発言 [009/018] 166 - 衆 - 予算委員会 - 14 号 平成 19 年 02 月 23 日(国会會議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/2014.9.19> アクセス。以下、同システムによるものは国会會議録検索とアクセス年月日のみを表記。)

同

山谷えり子発言[[006/020] 183 - 参 - 憲法審査会 - 5 号 平成 25 年 06 月 05 日(国会會議録検索システム 2014.9.19)

稲田委員発言 [[013/013] 173 - 衆 - 予算委員会 - 4 号 平成 21 年 11 月 05 日(国会會議録検索システム 2014.9.15)

有村治子発言[004/005] 177 - 参 - 本会議 - 3 号 平成 23 年 01 月 28 日(国会會議録検索システム 2014.9.23)

[023/030] 183 - 衆 - 内閣委員会 - 3 号 平成 25 年 03 月 15 日(国会會議録検索システム 2014.7.25)

[004/005] 162 - 衆 - 予算委員会第四分科会 - 2 号 平成 17 年 02 月 28 日(国会會議録検索システム 2014.10.6)

[004/005] 162 - 衆 - 予算委員会第四分科会 - 2 号 平成 17 年 02 月 28 日(国会會議録検索システム 2014.10.6)

たとえば、ファクトという用語は、「こうした議論は、確かなファクトを見ながらちゃんとした議論を、かみ合う議論をしていくことがとても大切だろう」(内閣総理大臣 安倍晋三) [002/023] 186 - 参 - 予算委員会 - 13号 平成 26 年 03 月 14 日(国会会議録検索システム 2014.9.23) や「マイナス〇・七なんですよ。マイナス〇・七だったんですよ。安倍政権においては、マイナス〇・五になっているんですよ。・・・これは事実です。今私が申し上げているのはファクトでありまして・・・」(内閣総理大臣 安倍晋三) [005/023] 186 - 衆 - 予算委員会 - 9号 平成 26 年 02 月 17 日(国会会議録検索システム 2014.9.23) というように多用されている。

民事連帯契約・市民連帯協定は LOI N°99-944 du 15 novembre 1999 relative au pacte civil de solidarité によるものである。また、Mariage pour tout については、同性の人から成るカップルに婚姻を認める 2013 年 5 月 17 日の法律( LOI N°2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe ) によるものである。

[http://www.ined.fr/fr/france/naissances\\_fecundite/naissances\\_hors\\_mariage/](http://www.ined.fr/fr/france/naissances_fecundite/naissances_hors_mariage/)  
(2014.7.4 アクセス)

[http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?ref\\_id=NATTEF02327](http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?ref_id=NATTEF02327)(2014 年 7 月 4 日  
アクセス)

[007/031] 166 - 衆 - 内閣委員会 - 15号 平成 19 年 04 月 25 日(国会会議録検索システム 2014.9.10)

同

[022/035] 176 - 参 - 予算委員会 - 5号 平成 22 年 11 月 17 日(国会会議録検索システム 2014.9.23)

- (21) 官報號外 第 73 回帝國議會 貴族院議事速記録第 5 號 國務大臣ノ演説ニ關スル件・昭和 13 年 1 月 28 日・78 ページ。
- (22) 第 79 回帝國議會 衆議院 國民體力法中改正法律案他四件委員會議録(速記)第 3 回・昭和 17 年 1 月 27 日・27 ページ。
- (23) [010/010] 183 - 衆 - 内閣委員会 - 3号 平成 25 年 03 月 15 日(国会会議録検索システム 2014.9.19)
- (24) 同。
- (25) [001/002] 179 - 参 - 内閣委員会 - 2号 平成 23 年 10 月 27 日(国会会議録検索システム 2014.9.23)
- (26) [002/014] 180 - 参 - 社会保障と税の一体改革... - 7号 平成 24 年 07 月 25 日(国会会議録検索システム 2014.10.5)
- (27) 官報號外 第 75 回帝國議會 衆議院議事速記録第 25 號 國民優性法案第一讀會・昭和 15 年 3 月 13 日・580 ページ。
- (28) 第 76 回帝國議會衆議院 健康保險險法中改正法律案委員會議録(速記)第 6 回・昭

和 16 年 2 月 12 日・50～51 ページ。

(29) [019/037] 183 - 参 - 予算委員会 - 9 号 平成 25 年 04 月 22 日 (国会会議録検索システム 2014.9.19)

(30) [004/006] 177 - 参 - 内閣委員会 - 3 号 平成 23 年 03 月 31 日 (国会会議録検索システム 2014.10.5)

〔付記〕

私が北九州市立大学で過ごした 10 年あまり、そして、石塚優先生とともに福岡県内を調査し、ともに研究をさせていただいた数年を思い出しながら、この論文を執筆させていただいた。私と石塚先生との接点を論文に具体化する意味で「社会保障の社会学」というタイトルで書かせていただいた。私と石塚先生の接点は現在でも多々ある。たとえば、石塚先生と私が所属している「福岡県地方自治研究所」がその一つである。そのことを意識して、同研究所の発行している『地方自治ふくおか』58 号 (2014 年) に掲載された拙稿「日本における「少子化」現象の語られ方」をもとにして記念号に執筆させていただいた。